

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

および占用許可の基準

(景観法第8条第2項第5号関係)

地区の景観形成上重要な役割を担う道路、公園、河川等の公共施設について、当該公共施設の管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。

景観重要公共施設の管理者は、施設別の整備方針に従って、景観に配慮した整備および維持管理を行うこととします。

1. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な事項

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次のいずれかに該当する公共施設とします。

- ① 整備を行うことにより、本市の景観形成に多大な影響を与えられとされるもの
- ② 整備が終了又はおおむね終了しており、保全や改修などに本市の景観形成上、特殊な配慮が必要なもの
- ③ 白山、加越山地、越前中央山地など、地域を象徴されるものへの眺望などを確保する必要がある道路



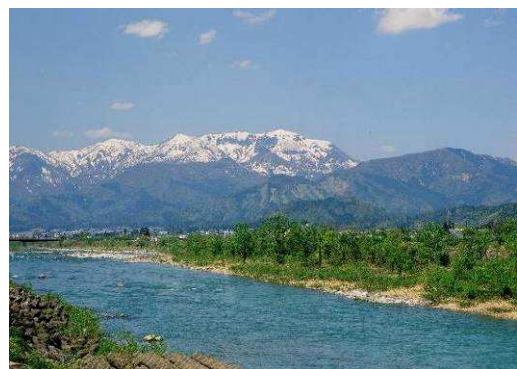
国道416号



県道勝山インター線



平泉寺区内



九頭竜川

(2) 施設別の整備方針

景観重要公共施設に位置づける公共施設と、施設ごとの整備に関する方針は以下のとおりです。

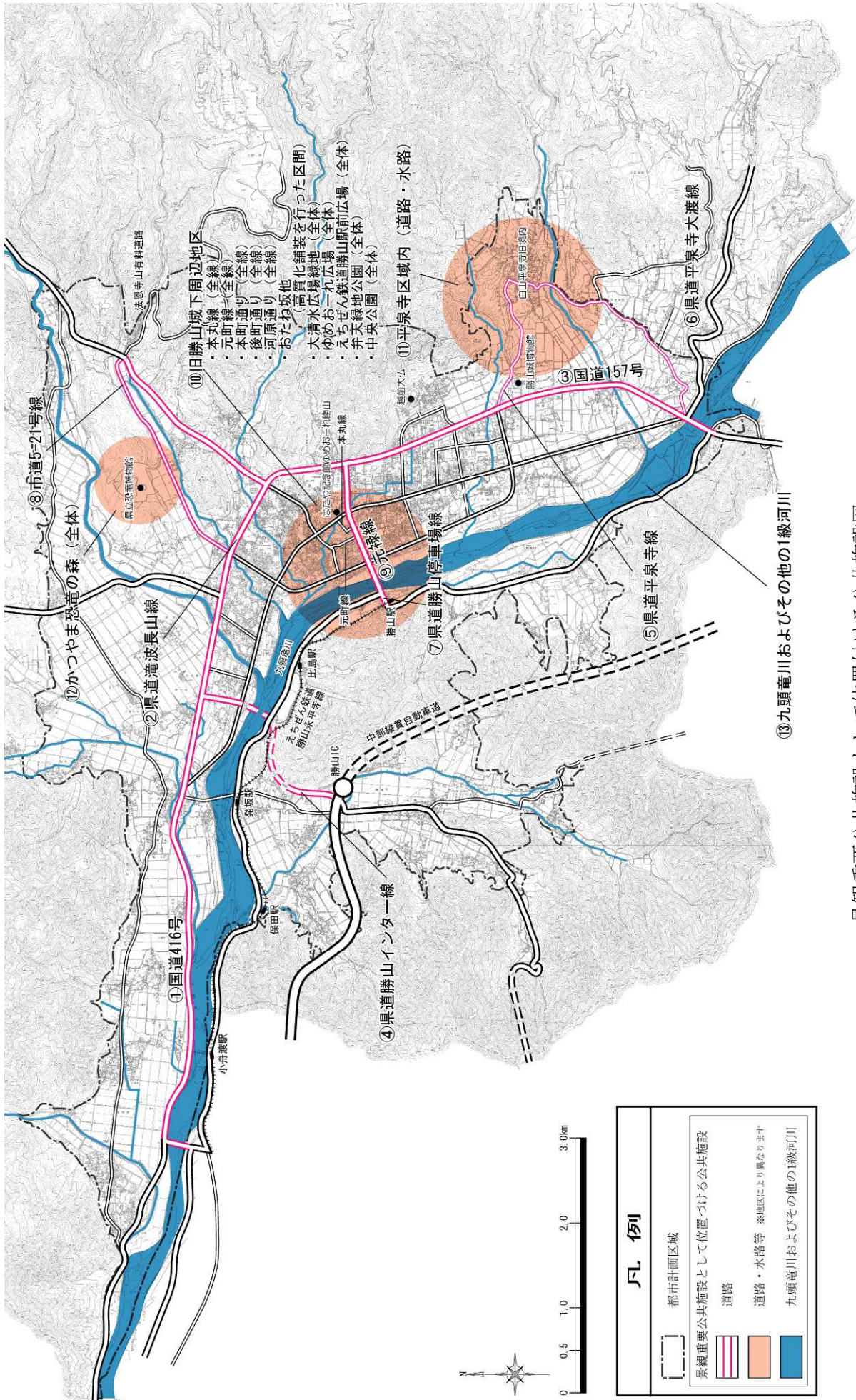
景観重要公共施設として位置付ける公共施設		景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む)
	区域	
① 国道 416 号	・市荒川大橋から県道滝波長山線までの区間	<ul style="list-style-type: none"> ・白山および恐竜の森への眺望に配慮する。 ・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
② 県道 滝波長山線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> ・道路付属物は、周辺の景観との調和、接続する道路との連続性に配慮する。
③ 国道 157 号	<ul style="list-style-type: none"> ・長山交差点から下荒井トンネルまでの区間 ・長山交差点から暮見トンネルまでの区間 	<ul style="list-style-type: none"> ・越前大仏、勝山城博物館、菩提林への眺望に配慮する。 ・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
④ 県道 勝山インター線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川と山並みの眺望景観に配慮し、道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
⑤ 県道平泉寺線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等は極力自然石の石積みとするなど、改修にあたっては、平泉寺の歴史的景観に配慮する。 ・道路付属物の工夫などにより、平泉寺らしい落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。
⑥ 県道 平泉寺大渡線	・全線	
⑦ 県道 勝山停車場線	・勝山駅～元禄線までの区間	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川と山並みの眺望景観に配慮し、道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
⑧ 市道 5-21 号線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> ・恐竜の森への眺望に配慮する。 ・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
⑨ 元禄線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の魅力や活力が感じられる、風格のあるシンボルロードとする。 ・山あての景観を保全する。

景観重要公共施設として位置付ける公共施設		景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む。)
	区域	
⑩ 旧勝山城下 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸線 全線 ・元町線 全線 ・本町通り 全線 ・後町通り 全線 ・河原通り 全線 ・おたね坂他、高質化舗装を行った 区間 ・大清水広場緑地 全体 ・ゆめお一れ広場 全体 ・えちぜん鉄道勝山駅前広場 全体 ・弁天緑地公園 全体 ・中央公園 全体 	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の歴史的なまち並みとの調和に配慮し、多くの人が快適に散策できる施設とする。 ・施設に付属する施設は、旧城下の落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。
⑪ 平泉寺区域内 の 道路・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の市道・水路 	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉寺区内の歴史的な景観と調和に配慮する。 ・擁壁等は極力自然石の石積みとするなど、改修にあたっては、平泉寺の歴史的景観に配慮する。 ・道路付属物の工夫などにより、平泉寺らしい落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。
⑫ かつやま 恐竜の森	<ul style="list-style-type: none"> ・全体 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設は自然環境の保全と自然景観に配慮したものとし、恐竜の森としての魅力の向上を図る。
⑬ 九頭竜川 および その他の 1級河川	<ul style="list-style-type: none"> ・全川 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修にあたっては、景観や生態系の保全に配慮する。 ・河川敷内の植生等は適切に管理し、景観の保全を図る。

2. 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。

具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。



景観重要公共施設として位置付ける公共施設図